

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100206 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100043 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 6 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 54 年 5 月 26 日から昭和 55 年 5 月 1 日まで

A 社の厚生年金保険の被保険者期間が昭和 54 年 5 月 1 日から同年 5 月 26 日までと 1 か月足らずの期間となっているが、記憶では翌年まで 1 年間勤めていたはずである。

当時の給与明細はないが、入社日が昭和 54 年 4 月 6 日と記載された賞与の査定表を提出するので、調査の上年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与の査定表において、「54. 4. 6 入社」の記載が確認でき、賞与の査定期間として「54. 4. 6-54. 11. 15」とされていることから、請求者は A 社に昭和 54 年 4 月 6 日に入社し、請求期間①及び請求期間②の一部について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に請求者の資格取得年月日が「昭和 54 年 5 月 1 日」と記載され、現在のオンライン記録どおりの届出が事業主により行われており、雇用保険の加入記録によると、雇用保険の資格取得年月日は厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している上、離職年月日は昭和 54 年 5 月 25 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、複数の同僚は、請求者が 1 年くらい勤務していた旨回答しているものの、具体的な勤務期間の記憶はなく、事業主は請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料が残っていない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。